

犯罪被害者支援活動についての報告

金子 進之助

A Report of Support for Criminal Victims

Shinnosuke KANEKO

1. はじめに

教育者、研究者であるとともに、実践者でもあることが大学人の務めの一つでもある。心理臨床の専門家でもある筆者は次のような実践に取り組んでいる。実践活動は、児童福祉施設における施設従事者のスーパービジョン、家庭支援センターにおける相談、相談電話のスーパービジョン、および犯罪被害者の支援活動などであるが、今回は犯罪被害者支援の活動について報告する。

2. 犯罪被害者への支援活動

(1) 活動の契機

2000年8月大分県内の農村地帯で、高校1年生の少年が近所に住む一家6人の自宅に侵入し、家族3人を殺害し他の3人に重傷を負わせるという事件が発生した。被害に遭ったのは小学生・中学生・高校生の児童生徒とその家族である。

事件が発生した直後から被害者および加害者の所属する学校での児童生徒のこころのケアの必要性、直接被害にあった家族への支援、狭い地域でしかも日頃からつきあいの濃い部落の中で起こった事件であるために、地域ケアの必要性が考えられた。あわせて加害者の家族は一般

的にその責任が問われることになるが、心理学的には突然自分の子どもが加害者になったことに対して、まだ十分にそのことを受け入れられないうちから対応に迫られるという事態に直面し、混乱することになる。

このような状況に対して、現在我が国では少しずつ被害者支援の活動が各地で認められるが、4年前の、大分県においては被害者支援について弁護士や、臨床心理士などが学びを始めたばかりであった。

(2) 大分県臨床心理士会の支援活動

A. これ以前の状況

筆者の所属する大分県臨床心理士会では、それまで九州地区臨床心理士会と共催で、被害者支援に関する研修会を開催したり、大分県警察本部が主催する「大分県犯罪被害者支援連絡協議会」へ参加したり、大分県弁護士会主催の犯罪被害者支援講演会に参加するなど、かねてより、犯罪被害・災害に関する関心を有していた。この背景には1995年に発生した「阪神淡路大震災」時において被災者は様々な心理的ストレスにさらされ、中にはPTSD（心理的外傷後ストレス症候群）とよばれる専門家の援助を必要とする症状を起し、これらの被害者に対する心理的援助を行った臨床心理士の活動がある。また災害に関してはこれ以前の、奥尻島における地震・津波の被害に対する援助活動、あるい

は地下鉄サリン事件における被害者への援助活動などが挙げられる。さらに少年事件に関しては1997年に神戸で少年による連続殺人事件、また2000年5月には佐賀から福岡に向かう西鉄バスが少年にバスジャックされた事件が発生しており、これらの事件に際して被害者やその家族に対する医師や臨床心理士の援助活動が行われていた。

イ. 事件発生直後の対応

事件は2000年8月14日に発生した。当時被害者の在籍した中学校のスクールカウンセラーからの連絡により、とりあえず中学校の情報を収集することにした。これにより中学校、小学校、高校ともに児童生徒、教職員の状況が判明し、とりわけ児童生徒間の心理的動揺が見られることがわかった。

大分県臨床心理士会では、直ちに臨時総会を開き支援活動にはいることを決定した。その上で、

- ① 当面緊急支援として、中学校、小学校、高校に対してボランティアとして8月20日の登校日にそれぞれに臨床心理士を派遣すること。
- ② 教育委員会に対して、中長期的にはスクールカウンセラーの配置（未配置校への配置と、既配置校の増員）を要望すること。
- ③ 直接被害者とコンタクトがとれれば、その支援活動にはいること。
- ④ 地域住民の支援についても検討すること。
- ⑤ 加害者の親族に対しても、必要があれば、カウンセラーを派遣すること。
- ⑥ 支援者をこのような方面に割り当てるとともに、
 - a. 資料収集や、関係者の心の健康状態の把握や、その分析を行うバックアップ班も配置する。
 - b. それぞれに担当者を配置するが、他の会員も随時必要に応じて協力すること。を決定し、県教育委員会その他への提案を行うことにした。

筆者は、県臨床心理士会会長としてこれらの活動のコーディネーターとして、また後には地域住民担当として支援活動に当たった。

ウ. 事件直後の緊急対応としての各学校への支援

最近の犯罪被害者支援における、とりわけ学校での事件後の緊急対応については72時間以内に、学校での活動を行うことが望ましいとされているが、当時においては1週間後に訪問することが精一杯であった。自分が生命の危険にさらされるかもしれないような事件を見聞きした場合には、直後に過敏もしくは鈍感になる。突然事件の状況が思い出される。恐怖や怒りの感情におそわれる。子どもの場合には恐怖に遭遇して退行的になるなどの状態が現れることが知られている。これは重大事件に遭遇した後のいわば当然の反応である。しかしそのことを十分に周囲の人が理解して対応する必要がある。またこのような症状が長期化したり、いったん消えた症状が再現してそれが生活を脅かすほどの状態になった場合にPTSDと呼ばれる。そうならないためには事件直後の緊急介入によって、少しでもその危険を減じる工夫や援助が必要であるとされている。このための事件直後の介入が「緊急対応」と呼ばれるものである。

最近では学校への緊急支援としては、先に述べた72時間以内の支援チームの派遣のほか、学校に対しては、教員の心理的安定を図る、ついで児童生徒への教員の対応の仕方について共通理解を持つように援助する。さらにその際の確実な情報の共有化。さらに保護者に対して児童の心の安定を図ることを提案し、それを行ってもらうための集会の開催。児童・生徒（もしくは職員も含めて）への心の安定度を測る調査の施行とその高得点者への対応。などが考えられている。

我々はこのうち、児童生徒への対応についての共通理解を図ること、および児童生徒の心の健康調査を行うためのアンケートの作成と実施、その評価を行い、助言等の支援や直接面接を行った。

派遣校は事件発生地町内の各小学校、中学校および高等学校である。これらの学校ではあらかじめ教育委員会を通じて派遣校との意志疎通を図り、全校集会の前に、教職員に対して被害者の心理やこれからおこるであろう児童生徒の反応について説明し、児童生徒への対応、保護者への説明文の配布、児童生徒へのアンケートの実施などを説明した。

また必要に応じて、児童生徒や教職員、保護者への面接を行った。

なお、事件後は、単に事件に遭遇しただけではなく、学校全体（教職員も児童生徒も、保護者も）マスコミ取材にさらされ、そのことがいっそう児童生徒の心の不安定さに影響する可能性がある。このことに対しても二次被害を防ぐ意味から対応が必要となる。

もっとも後述するように、マスコミすべてが問題なのではなく地元紙は犯罪被害者への支援の必要性について報道してくれ、功罪双方有ることに留意が必要である。

エ. 教育委員会との連携

事件直後に、県教育委員会と接触し、被害者支援の見地から学校における対応を考えてほしいことを要望した。この結果、地元教育委員会からの児童生徒の不安な状態が報告されたこともあり、緊急支援について、各校の受け入れ調整をはかってもらうことができた。また、中長期的にはスクールカウンセラーの派遣や増員についても要望し、後に補正予算での予算も付き、実現した。

さらに、途中経過においても教育委員会との協力関係が保たれ、被害にあった児童のケアについて意見を交わしつつ、直接被害児童については、治療終了後の学校復帰についての配慮などを協議していくことができた。

オ. 直接被害にあった児童生徒やその家族への対応

被害にあった一家は、3人が亡くなり、1名が重体、2名が重傷であった。重体の方は会話もむずかしい状態で支援することができなかつ

たが、2名の児童生徒と、その保護者に対しては入院した病院に勤務する臨床心理士が支援を行った。長中期的支援と言うことで、退院後も経過を見守っている。とくに家族が亡くなったことや、怪我の状態についての医師の告知に際して細心の注意が必要であった。

カ. 地域への支援

30戸程度の、日常は協力して生きてきた地域社会の中での事件発生は、地域の人々を困惑させ、第三者の介入を受け入れることになった。

このような人の生命に関係する事件では、周囲においてそれを見聞きした人もPTSDの発症がおこる場合がある。その危険を少なくするためにも事件直後の介入が必要であると考えられる。しかし、地域の人々にアプローチするには困難性も存在する。それは地域の方々が、よそから来る支援者に対して抱く抵抗感である。無理からぬことである。そこで地域にどのようにアプローチするかという課題が生じる。

今回は、役場の住民課とそこに所属する保健師に対して、臨床心理士会の存在とできることを情報として提供した。その結果、上記のように、地域共同体の危機を立て直したい住民の方のニーズに対応する形で、地域への支援が受け入れてもらえるようになった。役場で役場職員の同席の元に、地域の主な方々との会合を持っていただき、PTSDの予防というこちらの話と、地域住民がお互いに加害者や被害者を刺激しない配慮をしすぎて、フランクな話し合いがもてなくなり、今後の地域の取り組みについて懸念する住民の方の心配について話し合うことができた。

この結果、地域住民の方への心の健康調査を保健師を通じて行うこと、必要な方への面接、地域の集会所での住民の方に直接お話をする機会や、リラクゼーション教室を開催するという方向が開けた。

地域の方の心の健康に対する配慮は、町の保健師が厚生労働省のたまたま決まっていた補助事業を切りかえて、補助金をそれに振り向けるという形での、住民の健康調査と事後支援が行

われることになり、その結果必要な家庭には、臨床心理士が保健師に同行する形で訪問してお話を伺うことができた。筆者もこの活動に参加した。

住民の方の心の健康調査は事件直後と、数ヵ月後の二回行いその分析は臨床心理士会の担当者が行った。

地域におけるもう一つの活動は、個別の相談を受けるというもので、週2回筆者を含む2名の臨床心理士が担当して行った。地元の人々があらかじめ予約して役場の健康センターに設けられた相談室を訪れた。この相談室も必要なものであった。

これらの活動は、ほぼ1年間をもって終了し、1年目にはこのような区切りの時期におこるであろう（心の傷の再燃や、改めて取材に遭遇することによる危機など）事柄やそれへの対応について説明した。

住民の方全体に対して、集会所で、話し合いやリラクゼーション教室を開催し臨床心理士が交代で担当した。

町全体でも取り組みがなされたが、その際のマスコミの取材についても担当者へ要望した。

住民の方は困難な状況の中で、被害者や加害者の畑の収穫物の取り入れを行ってあげたり、老人会や婦人会の催しを継続された。あるいは地域の道の枝払いや街灯の取り付けなども行われた。このような住民の勇気や思いやりに対して敬意を表し、住民の方がこれから生きていく上での力を回復しておられることに気づかれるように配慮した。

犯罪被害に遭われた場合、被害者は自信をなくし、決断力も低下する場合もあることが知られている。上記のような住民の動きはこれを乗り越えるものとして貴重であると思われた。

キ. 加害者の保護者へのカウンセリング

犯罪は被害者だけでなく加害者の親にとっても辛いものである。被害者が突然に被害を受け呆然とし、後に大きく心身の被害感がでるように、加害者の親にとっても突然自分の子どもが加害者であることを告げられ、そのことを確か

めようもなく呆然としている時に、加害者の親としての責任を問われ、取材の波にもさらされる。被害者の苦勞から見ればそのくらい当然だと思われるかもしれないが、しかし、加害者の親は十分な準備もなく非難される側になってしまう。時には落ち込んだり死んでしまいたいとすら思う。

このような気持ちから立ち直り、自分の子どもの犯した行動を受け止め、責任を明らかにするためにも、気持ちの整理を援助する必要がある。臨床心理士会では、カウンセラー1名を配置してカウンセリングや助言を行った。後に、被害者支援団体で、このことを説明したことがある。加害者の支援と受け止められ理解を得ることが難しかったが、先に述べたように、本当に自分の置かれた立場を受け入れ、社会的責任をとるためには事実に向き合う心を回復しなければならない。

このような意味で、加害者の保護者カウンセリングも大切なことだと考えられる。

ク. 啓発活動

犯罪被害については、我が国においては未だしっかりと国民の間にこのことについての理解が根ざしているとは言い難い。2004年12月に犯罪被害者基本法が国会を通過し、2005年4月より発効した。2000年の時点では、大分県民の間に犯罪被害者の置かれた状況を理解しその支援を行うという考え方が浸透していなかったと見てよいだろう。犯罪の種類によっても違うが、たとえば身体的被害にあった犯罪被害者は直接的には身体の傷を負うので、その治療を行い身体的な回復を行う必要がある。しかしそれだけではない。心理的にも暴力にさらされ、人間の尊厳を傷つけられた恐怖や不安、もしくはそれによってひきおこされた心身の障害からの回復もはからなければならない。経済的にも損害が生じる。身体的損傷によって勤勞できなくなり収入面での損害が生じるし、治療費も加害者が負担すべきであるものの、実際は相手に負担能力がないことが多く自己負担を強いられることが多い。これら経済的損失に対しては

犯罪被害給付金が国家により支払われるが、実際の損害から見れば十分なものではない。社会的にも被害にあったための事情聴取や、マスコミの取材、あるいは近隣の風評などによって心理的負担を強いられる。また損害賠償を申し立てるための裁判手続きも、費用や時間をとることになる。時には加害者と顔を合わせたくないとか再び被害に遭うおそれによって、転宅する場合もあり、これも経済的・社会的な負担になる。さらに、マスコミの取材や報道、あるいは近隣の心ない風評は二次的被害をもたらす場合がある。事情聴取や裁判における証言によっても二次被害は起こりうる可能性がある。

心理的に事件直後に起こる反応や、長期的に起こる反応について、最近は少し知られるようにはなったがまだ十分に理解されているわけではない。

このようなことをふまえて、事件以後に次のような活動を行った。

- ① 学校の保護者に対する、児童に起こる反応とその対応について、リーフレットを作り配布する。
- ② 同じく、学校関係者にも同様の配布物を作成して配布する。
- ③ 役場職員や、学校関係者への講演。
- ④ 学校で保護者向けの講演を行うこと。
- ⑤ 被害者への理解を求めるために報道機関の取材に応じること。(積極的に原稿を投稿)
- ⑥ テレビ番組への出演。

ケ. 児童生徒の健全育成についての提言

この事件を受けて、緊急に設置された大分県教育委員会の児童生徒の健全育成に関する委員会の委員長として、児童生徒の家庭において健全な発達を保障することが重要であるという提言をまとめた。

コ. この活動を進めるに当たって、活動の要となるコーディネーターの役割が重要なものとなった。筆者がその役割を果たしたが、

- ① ボランティア活動を行う自らの団体の内

部調整意思確認、ボランティア活動を行う人材の確保が必要で、先方の要請に応じて適時人材を配置しなくてはならない。コーディネーター1名。スクールカウンセラー8名、直接被害者への支援2名、地元住民への支援は定期的な派遣2名と必要に応じて延べ約15名、加害者家族へのカウンセリング1名、後方支援4名、その他マスコミ対応、講演などの活動要員が必要であった。

② 外部との調整

教育委員会との連絡調整。警察との連絡調整。弁護士会との連絡調整。

地元役場との連絡調整。保健所との連絡調整。福祉事務所との連絡調整。

学校との連絡調整。

③ 各支援者からの情報収集と調整および助言・指示・支援

④ 報道機関への対応

支援者個人への取材を控えてもらい、コーディネーターが対応した。これは支援者の負担を軽くするとともに、守秘義務を守りやすくするものであった。

被害者の気持ちを代弁するために、報道機関と交渉したこともあった。

これらの活動、とくに②の各機関との関係づくりには、それまでの臨床心理士としての協力関係が多いに役に立った。

3. 大分犯罪被害者支援センターの設立

(1) 準備会

当該事件発生の際内における住民への直接的支援活動は約1年で終結した。本来は中長期的な持続的活動は、もう少し続ける方がよかったかもしれないが、住民からの直接相談が途絶えたことと、スクールカウンセラーが、各学校に配置されたこと、さらに直接被害者が退院しそのフォローは臨床心理士においては病院所属のカウンセラーが行う体制ができていることや、直接被害者への弁護士の活動が続いていることなどから判断したものである。時間的にも限界

であった。

その後2年が経ち、当該町内の事件の支援に関わった弁護士、臨床心理士に加えて社会福祉士、精神保健福祉士、看護師（保健師）、司法書士などが集まり、この事件で学んだことについて学習会を行い、ついで、「犯罪被害者支援センター」設立準備会へと発展した。犯罪被害者への恒常的な支援体制を構築するべきであるということや、今回経験したノウハウを伝えていくこと、さらに犯罪の被害の発生した都度支援を組織するよりも恒常的組織を維持することが、県民にとって理解を得ることができ、被害者へのアピールともなり、被害者を孤独にさせないためにも必要であると考えられたからである。犯罪が起こると、加害者には弁護士が付く。しかし被害者にも、県民・市民の味方があるというメッセージを伝え続けることが、犯罪の抑制にもつながるという考えがあつてのことである。

(2) 大分被害者支援センターの設立

2003年7月30日、大分県弁護士会館において「大分県被害者支援センター」の設立総会を開催し、犯罪被害者のための機関が設立されることになった。理事長金子進之助（臨床心理士）、副理事長三井嘉雄（弁護士）、事務局長関根剛（臨床心理士）で、事務所は大分市金池町2-4-1に置くことになった。顧問として大分県知事、大分市長、別府市長、大分県警察本部長、大分県社会福祉協議会長、大分県医師会長、大分銀行頭取、豊和銀行頭取にお願いし、県民の安心を得るように配慮した。

(3) 大分被害者支援センターの活動

このセンターでは、現在火曜日（19時～21時）、水曜日（午後）、木曜日（19時～21時）に電話相談を受け付けているほか、被害者の法廷への付き添い、講演会の開催、情報誌の発行、街頭宣伝活動、バザーなどを行っている。また活動のスタッフとしてボランティアの養成を行い研修を経た上で活動に参加してもらっている。

筆者も理事長としての活動のほか、相談に与っている。

発足以来、中学生殺人事件の学校への緊急支援、レイプ犯罪被害者等への相談、殺人事件の被害者が法廷傍聴を行う場合の付き添い、交通事故のひき逃げにあつて死亡した方の遺族への相談、殺人事件の被害者への相談に応じるなどの活動を行っている。また、各地から犯罪被害にあつた方やその遺族を招き、被害者の方の実際のお話を聞く機会を作ったり、各種研修会への出席などによって、ボランティア、市民とともに学習を進めている。

4. まとめ

今回は、被害者支援の大分県に於ける嚆矢となつた大分県内のある事件の被害者支援と被害者支援センターの設立の経緯について報告した。

犯罪被害者への支援活動は我が国ではまだ歴史の浅い段階で、欧米に比べて制度整備、財源問題、支援の方法、人材の育成など多くの課題を抱えている。本来は、ボランティア活動にゆだねるだけではなく国や地方公共団体が取り組むべき問題である。しかし公的な制度で小回りの利かない部分はボランティアで補うべきものも多い。また公的機関にでは被害者が警戒して相談しにくいところもあると聞く。従ってボランティア活動の余地があるし、かえつてその方がよい場合もある。しかし、ボランティア活動だけに委ねらるべきではなく、公的責任は果たされなければならない。制度や施策の整備のほか民間団体への財政的援助も必要である。現在我が国には「犯罪被害者支援センター」は34ヵ所あり連絡協議会を作つて支援の連携を始め研修や、啓発活動に努めている。

大分県における犯罪被害者支援活動の発足と、筆者が関わつた活動内容について報告した。なお犯罪被害は家庭内暴力や虐待被害の救済に通じるものがあり、被害者の心理的理解やその支援方法、支援技術を学ぶことは保育士が対応する児童施設におけるこれらの問題への対応に

ついても得るところが大きい。

なお被害者支援活動に関しては、鹿児島大学久留一郎先生、兵庫教育大学富永良喜先生、日本臨床心理士会被害者支援専門委員会担当理事村瀬嘉代子先生をはじめとするメンバーの方々、佐賀県精神保健福祉センター、大分県精神保健福祉センターその他多くの方のバックアップがあったことを感謝を込めて記しておく。

参考文献

- ①第1回被害者支援研修会（報告集） 日本臨床心理士会被害者支援専門委員会 平成12年6月
- ②ポスト・トラウマティック・カウンセリング ～ PTSDに視点をあてて～
久留一郎 第24回全国特殊教育センター協議会総会
鹿児島大会記念講演 平成12年9月
- ③野津町地域ケア活動報告書 野津町健康福祉課 平成13年3月
- ④学校における緊急支援の手続き ～緊急事態に直面した人のこころのケアのために～ 福岡県臨床心理士会緊急支援の手引き作成委員会 平成13年8月
- ⑤学校コミュニティへの緊急支援の手引き 福岡県臨床心理士会編 金剛出版 2005年3月